

新潟市建設工事総合評価方式試行要領等の見直しについて（お知らせ）

本市では、これまで「新潟市建設工事総合評価方式」の価格評価については、最低制限価格は設定しないものの、最低制限価格と同様に計算した値を用い価格評価を行っていましたが、国土交通省等の通知に基づき「低入札価格調査」を用い価格評価を行う方式に変更いたします。

これに伴い「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」を全部改正します。

また「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」につきましても「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」に改めます。

なお、「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」及び「同総合評価点算定基準」の別記様式について「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」へ移行し、様式番号も変更となっておりますので、併せてお知らせいたします。

≪価格評価点の配点方法が変わります。≫

価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入3位止)

① 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。

※上記について、「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」に記載しています。